

- 1 工事名 青森市立西中学校屋内運動場改築工事(令和4年第2回定例会議決)
 <工期> 令和4年7月5日から令和6年1月31日まで
 <相手方> 佐々木・相互特定建設工事共同企業体
 代表者 株式会社 佐々木建設工業 代表取締役 佐々木 広輝
 (青森市青柳一丁目16番93号)

【工事概要】

工事場所 : 青森市大字浪館字志田36番地
 構造・規模 : 校舎 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 : 7,874.29㎡
 (令和2年度完成)
 屋内運動場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 延床面積 : 1,511.35㎡
 渡り廊下 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 : 81.00㎡

2 変更内容

新型コロナウイルス禍からの需要回復に伴う需給ひっ迫やウクライナ危機の長期化による世界的な原材料の物価高騰などの影響を受け、契約業者からインフレスライド条項の適用による増額の請求があったことから、協議の結果、変更契約を締結したものである。
 なお、予算については、令和5年第4回青森市議会定例会において議決済である。

3 変更契約額

事項	内容	理由	処理
① 当初契約	781,000,000 円		R4.5.2 仮契約 R4.6.29 議決 R4.7.4 本契約
② 金額変更	783,992,000 円 [当初との比較] 増 2,992,000 円 (0.38%)	特例措置の適用による労務単価の変更	R5.2.6 専決処分 R5 第1回定例会報告
③ 工期変更 金額変更	変更前R4.7.5~R5.10.25 変更後R4.7.5~R6.1.31 792,341,000 円 [前回との比較] 増 8,349,000 円 [当初との比較] 増 11,341,000 円 (1.45%)	鉄骨材料の納期遅延による工期延長及び施工に必要な費用の変更	R5.10.20 常任委員協議会報告 R5.10.20 専決処分 R5 第4回定例会報告
④ 金額変更	816,238,500 円 [前回との比較] 増 23,897,500 円 [当初との比較] 増 35,238,500 円 (4.51%)	インフレスライド条項の適用	R6.1.19 常任委員協議会報告 R6.1.19 専決処分 R6 第1回定例会報告予定



外観 (令和6年1月19日撮影)



内観 (令和6年1月19日撮影)

4 変更契約日

令和6年1月26日

●青森市工事請負契約標準約款 第25条第6項(インフレスライド条項)抜粋
 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

●インフレスライド条項の適用について(令和5年4月11日付 青森市通知文書抜粋)
 1 適用対象工事
 令和5年2月28日以前に既に契約を締結している工事のうち、運用基準に定める残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事
 2 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(スライド額)の考え方
 スライド額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する額を超える額

●地方自治法第180条第1項
 第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分手続の指定について(抄) 平成17年4月14日指定
 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分するものとする。
 一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分が議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの
 二~八(略)